（取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室）

第六条　取引部取引企画課に、取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室を置く。

［２～５　略］

６　フリーランス取引適正化室は、業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務をつかさどる。

７　フリーランス取引適正化室に、室長を置く。

（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）

第七条　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官二人を置く。

［２～５　略］

（上席審査専門官）

第九条　審査局に、上席審査専門官五人を置く。

２　［略］

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（取引調査室及び相談指導室）

第六条　取引部取引企画課に、取引調査室及び相談指導室を置く。

［２～５　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）

第七条　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官三人を置く。

［２～５　同上］

（上席審査専門官）

第九条　審査局に、上席審査専門官六人を置く。

２　［同上］

○内閣府令第四十号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項、第三十二条第四項及び第五十七条第一項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十七条）	第一款　長官官房（第二条―第十八条）
第二款　生活安全局（第十八条―第二十三条）	第二款　生活安全局（第十九条―第二十四条）
第三款　刑事局（第二十四条―第三十二条）	第三款　刑事局（第二十五条―第三十五条）
第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）	第四款　交通局（第三十六条―第四十条）
第五款　警備局（第三十八条―第四十六条）	第五款　警備局（第四十一条―第四十九条）
第六款　サイバー警察局（第四十七条―第五十条）	第六款　サイバー警察局（第五十条―第五十一条）
第七款　警察庁顧問（第五十一条）	第七款　警察庁顧問（第五十二条）